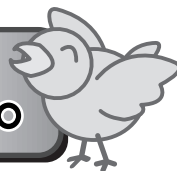


平成23年
10月から

子ども手当が変わりました。



○10月以降の子ども手当制度について

(平成23年10月～平成24年3月)

1. 支給対象

子ども手当は、中学校卒業まで（15歳に達した後最初の3月31日まで）の子どもを養育している方に支給します。

2. 支給額

3歳未満……………月額15,000円

3歳以上……………月額10,000円

小学校修了前

(第3子以降は15,000円)

中学生……………月額10,000円

3. 支給時期

平成24年2月……平成23年10月～平成24年1月分
(4ヵ月分)

平成24年6月……平成24年2月～平成24年3月分
(2ヵ月分)

4. 保育料や、受給者の申し出があった場合の学校給食費などを、子ども手当から徴収することなどが可能になります。

5. 今までの子ども手当と違うところ

- ・子どもが日本国内に住んでいる場合に子ども手当を支給します。

(ただし、子どもが海外に留学している場合は、

子ども手当を受け取ることができる場合があります。)

- ・父母が、離婚協議中で別居している場合は、お子さんと同居している方に支給される場合があります。

ただし、国内で単身赴任の場合は、これまでどおり、子どもの生活費を主に負担している方に支給します。

- ・父母が海外に住んでいる場合、その父母が、日本国内に住む子どもを養育している人を指定すれば、指定された方に子ども手当を支給します。

- ・子どもを養育している未成年後見人がいる場合は、未成年後見人に子ども手当を支給します。

- ・子どもが施設に入所している場合や里親等に委託されている（預けられている）場合は、原則として、その施設の設置者や里親等に子ども手当を支給します。

※ 中学校卒業前のお子さんをもつ方へ

10月から子ども手当を受け取るためには、これまで子ども手当を受け取っていた方も含め、全ての方について申請が必要です。平成23年10月1日の時点で受給資格のある方は、平成24年3月末までに申請すれば、10月分から手当を受け取ることができます。

朝日町子育て短期支援 (ショートステイ)

事業を開始しました



平成23年10月1日から、ご家庭内で子育てが一時的に困難になった場合に、子ども（満十八歳に満たない方）をお預かりする事業を開始しましたのでご案内します。

利用要件（町内に居住している方）

○子育てが一時的に困難な場合

- ・疾病
- ・育児の疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安等身体上又は精神上的事由
- ・出産、看護、事故、災害、失踪その他家庭養育上の事由
- ・冠婚葬祭、転勤、出張、学校等の公的行事への参加その他社会的な事由

○経済問題等により緊急一時的に母子の保護を必要とする場合

○母子が夫の暴力等により緊急一時的に保護を必要とする場合

利用期間 原則として1回の利用につき7日以内
(宿泊を伴います。)

利用内容 食事、その他身の回りの世話など

利用手続 役場子育て健康課窓口で事前の申請が必要です。

※認め印をご持参ください。

利用料金

利用世帯区分	児童年齢区分	利用者負担分 (日額)
生活保護世帯	2歳未満児	0円
	2歳以上児	0円
	緊急一時保護の母親	0円
市町村民税非課税世帯	2歳未満児	1,100円
	2歳以上児	1,000円
	緊急一時保護の母親	300円
一般世帯	2歳未満児	5,350円
	2歳以上児	2,750円
	緊急一時保護の母親	750円

利用施設 乳児院・児童養護施設エスペランス四日市
児童養護施設エスペランス桑名

※場合によってはご利用できないことがあります。

問い合わせ先 子育て健康課（電話377-5652）